The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	「他者への欲望」からみた教育の倫理 : 障害者解放運動と障害学を経由して
Author(s)	森岡, 次郎
Citation	大阪大学大学院人間科学研究科紀要. 2011, 37, p. 149-169
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/12852
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

「他者への欲望」からみた教育の倫理
── 障害者解放運動と障害学を経由して ──

森岡　次郎

目　次

１．はじめに
２．「青い芝の会」の思想と運動
　── 「内なる優生思想」という問題 ──
３．障害学のディスクール
　── 解放理論の政治的意義と社会構築主義のアポリア ──
４．「新優生学的欲望」と「他者への欲望」
　── 「新優生学」と教育の類縁性と背反 ──
５．「他者への欲望」とレヴィナスの倫理学
６．「他者への欲望」からみた教育の倫理に向けて

「他者への欲望」からみた教育の倫理
── 障害者解放運動と障害学を経由して ── [*1]

森岡　次郎

1　はじめに

本論文は、私たちの欲望について考察することを通じて、教育という営みに固有の倫理を描き出す試みである。その際、本論文では障害者解放運動や障害学といった、障害当事者たちの行った議論を経由する。

なぜ障害当事者による議論を経由するのか。それは、差別からの解放を求めた障害者たちこそが、私たちの欲望のあり方ついて最も深く原理的な考察を行い、最も精緻な理論化を試み、最もラディカルな批判を展開したと考えられるからである。

障害者たちが明らかにしたのは、後に生命倫理学において「内なる優生思想」として主題化されることとなる、私たちの優生学的（広義には能力主義的）な欲望である。障害を嫌忌し、産まれてくる子どもに対して「五体満足」を望み、「より高い能力」を身につけてほしいと願う私たちの欲望。こうした欲望に関する議論を教育関係へと敷衍し、その異同について考察を行うことにより、翻って、「他者への欲望」という視座から教育に固有の倫理を描き出してみたい。

障害児教育（特別支援教育）の実践的課題について直接に論じるのではなく、また、障害者解放に向けた理論の内にとどまるのでもない。障害者たちからの問題提起を引き受け、私たちの欲望に関する原理的な考察を梃子としながら、教育に固有の倫理を「他者への欲望」という視座から提示すること。本論文はこうした目論見のうちに進められることになる。このことは、翻って、障害者差別の克服に向けた理論的可能性を探ることにもなるだろう。

教育の倫理を論じるためには些か迂回した議論となるが、まずは障害者たちの運動とそこでなされた主張を辿ることから始めよう。

2　「青い芝の会」の思想と運動　──「内なる優生思想」という問題 ──

「障害からの解放ではなく、差別からの解放へ！」。この旗印の下に、1970 年代、日本の障害者運動は大きな展開を見せた。「障害者解放運動」と呼ばれるこの運動において中心的な役割を果たしたのが、日本脳性マヒ者協会「青い芝の会」（以下、「青い芝

の会」と略記）である。

「青い芝の会」は、治療や訓練(教育)によって障害の克服を目指すのではなく、障害を理由とする差別こそを問題とし、その克服を目指した。障害者自身が障害 ── 障害者の存在や身体 ── を否定することなく、積極的に肯定する。その上で、社会に蔓延する障害者に対する差別を問題化する。こうした主張は、それまでの障害者運動にはみられなかったものである。

彼らの思想において特筆すべきは、障害者に対する差別を、国家や大資本による強制的な抑圧や排除、あるいは制度上の不備といった、いわゆる「ハード」の問題としてではなく、私たち一人一人が持つ、「障害はない方がよい」「自分の子どもには健常者として産まれてきて欲しい」といった優生学的欲望、すなわち「ソフト」の問題として指摘した点にある。彼らは、後に「内なる優生思想」の問題として主題化されることとなる、人々の優生学的欲望の問題をいち早く指摘した。そして、脳性マヒ者、すなわち、差別され、存在を否定される障害者の立場に定位しながら、健常者（彼らの用語に従えば「健全者」）の支配するこの社会に果敢な戦いを挑んでいったのである。

「青い芝の会」は 1957 年、東京都大田区に住む脳性マヒ者、高山久子、金沢英児、山北厚の 3 名によって結成された。この 3 人は日本最初の公立肢体不自由学校である東京市立光明学校（1932 年開校、現東京都立光明養護学校）の卒業生である。

発足当初、この会は後に展開していくような、政治闘争を目的とした運動団体ではなかった。会の方針が大きく転換するのは、1960 年代末から 1970 年代。特に、1970 年に始まる、「青い芝の会」神奈川県連合会を中心とした運動の以降である。

会の方向転換を導き、後に指導的役割を果たすことになる横塚晃一、横田弘らが「青い芝の会」神奈川県連合会に加入するのとほぼ同じ時期、1970 年 5 月 29 日、横浜市金沢区において、母親が二歳になる脳性マヒの子どもを殺害するという事件が起こる。この事件を一つの重要な契機として、「青い芝の会」の運動は大きく転回していくことになる。

この事件は、2 人の脳性マヒ障害児を持つ母親が、子どもの施設への入所を何度も断られ、生活上の困難を抱えた末に、二歳になる長女をエプロンの紐で絞殺した、という事件である。

事件後まもなく、この母親に対する共感や同情が集まり、町内会や神奈川県心身障害児父母の会などによる、母親に対する減刑嘆願運動が始まった。母親への同情や共感が拡大する中で、「青い芝の会」の障害者たちは、このような減刑運動を批判し、そうした風潮に猛然と反発する運動を展開した。

この事件では、殺された脳性マヒの障害児に同情が集まるのではなく、殺した母親に同情が集まった。このことに対して横田は、「強い怒りと同時に激しい恐怖を感じ、このままでは、いつ自分たちが『殺』されるかわからないという危機感」[*2] を感じたという。そして、こうした危機感が、「青い芝の会」を減刑反対運動へと駆り立てていく。

「青い芝の会」の障害者たちは、社会（健常者）の中に、障害者を殺しても重い罪に問わなくてもよい、という考えがあるからこそ、このような減刑嘆願運動が起こるのだと考えた。健常者は、母親（殺した側）に同情することはあっても、障害児（殺された側）に対しては同情や共感といった感情を持つことがない。「青い芝の会」は、こうした減刑嘆願運動の拡がりの中に、健常者と障害者を決定的に分かつ断絶を見出した。そして、健常者と障害者を同じ人間として対等に扱う言説を拒絶し、障害者であることへのこだわりを増大させていく。

「青い芝の会」の減刑反対運動における主目的は、母親を刑務所に送り前科者に仕立て上げることではなく、彼らが「健全者の論理」とよぶ、生産性と効率性の論理を告発し、自ら（脳性マヒ障害者）の置かれた状況を訴えることにあった。彼らが最も厳しく批判したのは、「母親が障害児を殺したのは仕方なかった」という言説の中には、「（生産性の低い）障害者はいつ殺されても仕方がない」という ── 後に彼らが「健全者のエゴイズム」と呼ぶ ── 意識が含まれていることであった。

事件から約 1 年半後、1971 年 10 月 8 日、横浜地裁において、懲役 2 年、執行猶予 3 年の一審判決が下された。この母親に言い渡された判決は、大幅に減刑されたうえに執行猶予までついた、いかにも軽いものであり、「青い芝の会」を満足させるものではなかったが、有罪と認めた判決に一定の運動の成果をみて、「青い芝の会」はこの運動を収束させていった。しかしながら、この事件と減刑反対運動を重大な契機として、彼らは、顕在化している問題の背後に存在する「健全者のエゴイズム」との対決姿勢をよりいっそう強めていくことになる。

障害者を「本来、あってはならない存在」であるとする人々の心性、「健全者のエゴイズム」。「青い芝の会」は、障害者差別の背後にある「健全者のエゴイズム」の存在を指摘し、問題提起を行い続けた。闘うべき相手、障害者に対する差別や抑圧の根源を、社会に蔓延する人々の心性、心の内側に見出したことは、「内なる優生思想」という現代的課題へと繋がる重要な指摘である。

「青い芝の会」の活動、対外的な告発や問題提起は、その過激さゆえに社会的にも大きな注目を集めることになった。しかし、彼らの闘争は外的な（健常者による）差別や抑圧の断罪だけには留まらなかった。「青い芝の会」の運動は外部に対する告発と同時に、障害者自身の自己規定の変更も促すものであった。というよりも、むしろ障害者自身の心の内側の問題こそを重視していたといってよい。

「青い芝の会」はたしかに、社会に蔓延する「健全者のエゴイズム」の存在を問題としたが、健常者に対する告発と闘争の運動の中で、そうした社会的な価値観を支えるイデオロギーが障害者自身の内側にも存在していることに気づく。「自分も健常者であればよかった」、「少しでも健常者に近づきたい」という健常者に対する憧れ。「障害者として生きるよりも健常者として生きる方がよい」という「自己」に対する否定的な感情。障害者が持つこうした意識の構造を、「青い芝の会」は「内なる健全者幻想」と呼んだ。

「健全者文明」や「内なる健全者幻想」に従属することなく、自らが障害者であることを自覚的、肯定的に引き受けたうえで、社会に対して自己主張をしていく。この意味で、「青い芝の会」の闘争は、「健全者のエゴイズム」を告発する対外的闘争であると同時に、自らに身体化された「内なる健全者幻想」を払拭するという、自己肯定への闘いでもあった。

「健全者のエゴイズム」が蔓延するこの社会を変革していくためには、何よりもまず、障害者自身が「内なる健全者幻想」から解放されなければならない。「青い芝の会」の思想の卓抜した点は、こうした反省的な視点を手に入れたことである[*3]。

しかし、「内なる健全者幻想」からの解放を希求しつつも、そこからは容易に抜け出すことのできない現実がある。

私たちは産まれたときから絶えず、この社会における「他者」との関係性の内に生きている。そして、「健全者文明」が支配する既存の社会で生活をしている限り、その社会における支配的な規範、「内なる健全者幻想」から完全に自由になることは不可能である。にもかかわらず（そうであるがゆえ）、「青い芝の会」の障害者たちは、健常者と障害者の差異を強調したうえで障害者の位置に定位し、障害者であることを反省的に自覚することによって「内なる健全者幻想」を払拭しようと試みる。彼らは、健常者と障害者を峻別した上で、個々人が（自らが）内面化している規範や意識を問題の所在として焦点化することによって、「自己」との不断の闘いを強いられるのである。

健常者からは決して理解されえないマイノリティ、社会的弱者、存在を否定される障害者側に定位しながら、社会を構成する（障害者を含めた）人々が内面化している価値規範や意識（心性、欲望）からの解放を希求し、不断に問題を提起しつづける。「青い芝の会」の思想と運動は、こうした特徴を有している。

では、こうした彼らの主張や問題提起を、私たちはどのように受け止めればよいのだろうか。

私たちは、多かれ少なかれ、優生学的な欲望、「内なる優生思想」を持っている。たとえば子どもが誕生する際、重篤な遺伝的疾患をもって産まれてくるよりは、五体満足で産まれてきてほしいと願うことは当然である。しかしながら、「青い芝」の障害者たちは、こうした一人一人の願いこそが障害者を差別し、存在を否定することにつながるのだ、と私たちを告発し続ける。

まずは、こうした彼らの主張から目をそらさず、彼らの問題提起を我がこととして真摯に受け止めることから始めるしかない。自己の「内なる優生思想」を省みずに「障害者を差別することはいけないこと」という「正論」を述べることは欺瞞である。また、「障害者は差別されてもしょうがない」として「内なる優生思想」の実定性に居直ることは非倫理的である。

とはいえ、自らの「内なる優生思想」に対する不断の反省に終始するのでは、障害者差別を是正するための具体的な方略を示すことはできないだろう。「青い芝の会」の闘

争は、自分の内側も含めたすべての人（の内面）を敵に回し、問題解決の道を選ばない、という方略をとった（とらざるを得なかった）。それゆえ思想的・原理的な方向は明確であったが、障害者がどのように生活し、どのように社会を変革していくのか、という具体的な方略は示されなかった。

障害という問題、障害者差別の問題は、私たちの差別的な社会規範によるものであり、その起源には、私たち一人一人が持つ優生学的欲望がある。「青い芝の会」の障害者たちは、運動の中から、このことを炯眼を持って看破した。しかしながら、その差別的な欲望の起点として、関係から切り離された「自己」を、実体的なものとして措定したために、不断の相対化を繰り返す自己撞着へと陥ってしまったのである。

次節では、健常／障害というカテゴリーを社会構築的な観点から批判的に捉え直すことで理論的な発展を続けている、「障害学」という学問領域について検討する。

3　障害学のディスクール
── 解放理論の政治的意義と社会構築主義のアポリア ──

「障害学（Disability Studies）」とは、その名の通り、「障害（障害者）」という概念を足がかりとして、既存の「健常者中心主義」的な社会のあり方を批判的に問い直す学問である。

本節では、障害学の基本的な理論枠組みについて概観し、その可能性と課題について考察する。まずは、障害学を標榜する研究（研究者）に共有されている二つの認識を取り上たい。ひとつは、「当事者性」を重視すること。もうひとつは、「障害」を社会の問題としてとらえることである。

①障害学における「当事者性」

障害学における「当事者性」の重視とは、障害学の「書き手」や「読み手」が障害者であるかどうか、という問題ではない。その研究が障害当事者の視点をどれほど意識した研究であるか、という学問規定を巡る問題である。

障害学がその学問規定において障害者の「当事者性」にこだわる理由の一つには、障害者解放運動や既存の障害研究に対する反省と批判がある。

障害学の起源は 1970 年代以降の障害者解放運動であるが、一部の障害者たちには、健常者との「共闘」の中で、自分たちが権力側の攻撃をかわす盾として利用され、障害者の権利が健常者に「代行」される結果となった、という認識がある。それが健常者側の「悪意」によるものではなく、むしろ「善意」であればこそ、健常者による障害者運動の「ひきまわし」や「代行主義」に陥らないために、運動の主体である障害「当事者」の視点を、意識的に、断固として固持しなければならないのである[*4]。

同様の文脈で、医学的処置やリハビリを中心とした旧来の障害研究も、批判的に問い

直されることになる。現実には、健常者主導による障害研究の成果を利用して生活している障害者がいるとしても、そうした研究はあくまでも障害「当事者」の視点を意識したものでなくてはならない。

加えていえば、障害を持つ研究者たちが、E・サイードの「オリエンタリズム」[*5]の議論を受容したことも、「当事者性」を重視する障害学が成立するための重要な契機となった。旧来の健常者による障害研究（社会福祉学、障害児教育学、リハビリテーション学など）を、西洋人によるイスラム・中東研究のアナロジーとして、すなわち、研究対象の「当事者性」を無自覚に捨象した、虚構の上に成り立つ恣意的な研究として批判することが可能となった。

こうした背景から、障害学は「当事者性」の重視という点で他の障害研究領域とは区別され、学問としてのアイデンティティを獲得したのである。

それでは、どれだけ健常者が障害「当事者性」を意識した研究を行ったとしても、それは虚構の上に立つ恣意的な研究であることを否定できず、「当事者」の視点を簒奪する可能性がある、ということになるのではないか。結局、健常者には障害学を担うことはできないのだろうか。

この難問について視覚障害をもつ障害学研究者の倉本智明は、「自分を棚上げにしないこと、広い意味で当該問題の当事者であらんとすること、これが障害学の主体たりうる条件」[*6]であると述べる。障害に関する問題を知的好奇心の対象としてではなく「我がこととして」考え、たとえ健常者であっても、（加害者、抑圧者として）障害問題の「当事者」であることの反省と自覚を持つべきだ、という倉本の主張は、障害学の学問規定にとって重要である。

実のところ、「誰が（障害）当事者なのか?」という問いに明確な回答を与えることは不可能である。健常／障害、抑圧者／被抑圧者というカテゴリーのどちらに属するのかは、個人のライフサイクルの内で、また、他者との関係の内で、相対的に入れ替わる。誰もが抑圧者となり、被抑圧者となりうる。にもかかわらず、障害学における「当事者性」とは、障害者、弱者、被抑圧者の立場を、我がことととして選択することを意味する。それゆえ、「当事者性」を重視する障害学は、学問規定の初発において、価値判断を含み込んでいるのである。

②障害の社会モデル

「障害の社会モデル」とは、端的に言えば、障害者が困難に直面する要因を、障害を持つ人がいることを考慮しない社会のあり方に求める主張である。この主張は、旧来の障害研究や障害者観に見られる「障害の個人モデル」や「障害の医療モデル」に対するオルタナティブとなる。

「障害の社会モデル」に関する議論においては、「インペアメント（Impairment）」と「ディスアビリティ（Disability）」という障害についての概念がとりわけ重要である。

この二つの概念は障害学内部で広く共有されており、障害学の前提となっている。

インペアメントとは個別の身体的・精神的機能の特性（欠損）のことであり、ディスアビリティとは、インペアメントをもつ人のことを考慮しない社会によって産出された社会的不利益や活動の制約のことである。障害学は、この二つの概念を峻別し、ディスアビリティに焦点を当てて問題化する。障害当事者の抱える問題は、障害者個人によって克服されるべき問題（「障害の個人モデル」）ではなく、また、インペアメントを医学的治療によって取り除くことによって解決を目指す（「障害の医療モデル」）のでもなく、社会の変革によるディスアビリティの解消によって解決すべきである（「障害の社会モデル」）、というのが障害学の理論的核心である。

「障害の社会モデル」の理論的射程は、社会における物理的バリアにとどまらない。生産労働をベースとした私たちの能力観。健常者を「標準」とした身体の審美眼。「健康」こそを至上の価値とする規範意識。「障害の社会モデル」は、ともすればインペアメントの問題として回収されてしまいがちな、私たちの規範に基づく「目に見えない」問題（「内なる優生思想」の問題、私たちの差別的な心性の問題）をも、その批判の射程に収めている。

「障害の社会モデル（ディスアビリティ）」というものの見方は、障害者たちにとって非常に大きな「発明」であった。

「青い芝の会」が反省的に指摘したように、これまで障害者たちは、自らの障害を克服すべき否定的なものとして捉え、自己否定を繰り返し、少しでも健常者に近づくことこそが求められていると考えていた。しかし「障害の社会モデル」によれば、否定されるべきは障害そのものではなく、障害者が「あるがままに生きる」ことのできない社会である。この理論的「発明」によって、障害者は自己を肯定しながら生きることを志向し、また同時に、健常者中心社会に偏在する差別性を摘発、批判する視点を獲得したのである。

「障害」という問題がいかにして社会の中で生み出されているのかを明らかにすること。そして、健常／障害というカテゴリーが、いかに社会の中で構築されたフィクションにすぎないかを明らかにすること。「障害の社会モデル」を基礎理論とする障害学は、こうした知的作業によって、障害者の（実存的）主体性を回復し、ディスアビリティを解消することを目指しているのである。

③障害学の特徴と残された課題

障害学は、障害「当事者性」と「障害の社会モデル」という切れ味の良い理論を武器として、健常者主導の障害研究、健常者中心主義的な社会のあり方、障害者の実存を脅かす社会規範を、次々と批判的議論の俎上に載せた。

障害学が明らかにしたことは、健常／障害というカテゴリーは社会的に構築されたフィクションであり、そうしたフィクションによって障害者が不当な扱いを受けているこ

との問題性である。ある特定の身体的・精神的特徴の有無によって社会の主流から排除され、不公平な所得配分がなされ、実存を脅かされるようなことはあって良いはずがない。「当事者性」の視点から被抑圧者としての障害者の社会的経験を記述し、「障害の社会モデル」を用いてディスアビリティを解消していこうとする障害学の政治的重要性については、どれほど強調してもしすぎることはない。

しかし、障害学は切れ味の鋭い優れた社会解放運動の理論であるがゆえに、その適用範囲を限定しなければ、自らの土台を切り崩す諸刃の剣となる。

健常／障害の境界線は恣意的に引かれたものにすぎない、という「当事者」からの異議申し立ては、反論の余地なく正しい。しかしまた、私たちは恣意的に設定されたカテゴリーの内部でしか、認識することも言葉を発することも生きていくこともできない。健常／障害という二項図式は、健常と障害を差異化することで出現したものであり、その枠組みの外部には健常者も障害者も存在しない。

ジュディス・バトラーは、フェミニズムの文脈から、「抑圧行為と抑圧対象が存在論的にべつのものである必要はない。事実、抑圧は、それが否定することになる対象を、生産するのだと考えた方がよい」[*7] と述べる。バトラーの指摘にしたがえば、「当事者性」を重視し、抑圧対象（障害者）の位置に定位し続けることを選択する障害学は、自らが批判すべき規範秩序を（おそらく無意識のうちに）再生産していることになる。

それが「無意味である」とか「悪である」といいたいわけではない。政治運動としての障害学が果たすべき役割は大きい。しかし、それはカテゴリーの放棄に向かう道程ではない。障害学が「健常／障害のカテゴリーや健常者の存在それ自体が障害者にとっての抑圧である」といった観念論的・抽象的レベルにまで議論を拡大するならば、そのような議論をすること自体がまさに、批判の対象としている健常／障害のカテゴリーを強化し、再生産することになる。

いかなる社会解放理論であっても、それが二項図式の内に定位しつつ被抑圧者の立場からその図式自体を批判しようとすれば、必然的にこの隘路に陥ることになる。唯一、障害学にできることは、〈常に・すでに〉構造化されたカテゴリーの内部にとどまり、不当に貶められた被抑圧者の権利拡大を求め、絶え間なく「秩序への異議申し立て＝秩序の再生産」をしつづけることなのである。

障害学の特徴は、「当事者性」を重視することと、「障害」を社会の問題としてとらえることであった。こうした点を踏まえた上で、次に問わなければならないのは、私たち一人一人が持つ、優生学的（能力主義的）な欲望についてである。

たとえば、出産の場面において、生殖技術や遺伝技術を用いてインペアメントをコントロールしようとする時、そこにはインペアメントを持って生まれるよりも、持たないで生まれた方が良いという、障害に対する否定的な価値判断が働いている。

このことをディスアビリティの観点から批判することは可能である。しかし、批判に終始するだけでは、私たちの欲望によって形作られた、障害に対する否定的なイメージ

を払拭することはできない。ここで採用されている価値基準を転換させるためには、私たちの優生学的欲望に対抗しうる別の価値観を提示しなければならない。

次節では、新優生学と教育との対比を通じて、私たちの欲望のあり方について考察を行う。ここでようやく、本稿の主題である教育の倫理が、「他者への欲望」という視座から示されることになるはずである。

4 「新優生学的欲望」と「他者への欲望」
── 「新優生学」と教育の類縁性と背反 ──

近年、現代遺伝学や生殖医療技術の発展に伴い、優生学の現代化という問題が浮上している。出生前診断の結果、障害を持つ胎児を自発的に中絶する「選択的人工妊娠中絶」や、遺伝子操作の技術や生殖医療技術を組み合わせることにより、望み通りの特性を持った子どもをつくる「デザイナー・ベビー」[*8] や「パーフェクト・ベビー」といったアイデアが「新優生学（new eugenics）」というキーワードで論じられるようになった。いわば、変容を促すテクノロジーの対象が「外部」の自然から「内部」の自然へ、私たちの身体や生命、「存在」へと向けられるようになったのである。

さて、ここでは、私たち個々人が持つ ── 広義には能力主義的欲望とも言い換えられうる ── 優生学的欲望について考察を行う。

障害者であるよりは、健常者である方が望ましい。身体的、精神的な能力は、低いよりは高い方がよい。新優生学的趨勢は、私たちが持つこのような優生学的欲望によって駆動され、勢いを増している。

以下では、新優生学と教育を対比的に取り上げている議論を考察することで、教育という営みに固有の倫理を、「他者への欲望」という視座から提示したい。

①新優生学の理論的特徴と優生思想本体の浮上

優生学（eugenics）とは、様々な人間の身体的、精神的特徴に優劣をつけ、「優れたもの」の増加、および、「劣ったもの」の減少を、生殖への人為的介入によって実現しようとする理論、研究、思想などの総称である。先述の新優生学は、1970 年代から現在までの、胎児や受精卵を対象とした優生学的動向として、歴史的に位置づけることができる。

新優生学は、主として二つの点で、旧来の優生学と区別される[*9]。

まず第一に、新優生学は個人の「自己決定」を重視する。新優生学容認派は、旧来の優生学の、人種差別的、強制的、全体主義的な側面を非難する一方で、強制よりも自由、国家よりも個人を強調し、第三者に強制されずに個人が自発的に決定した行為であれば、その結果が優生学的効果を伴うとしても非難することはできない、とみなしている。とりわけ、こうした議論が 1990 年代前半から活発になり始めたことには、現代遺伝学

の発展という技術的な要因とともに、新自由主義の世界的な拡がりという政治的要因が大きく影響しているだろう。

第二に、新優生学は科学的に誤りではない、という点である。旧来の優生学は未熟な遺伝学的知識に基づいて、事実として誤りであるものを事実としたうえで、遺伝決定論的、運命論的な主張を展開していた。たとえば、ナチスドイツは人種や民族といったそれ自体疑わしいものを実体化し、優劣を設定したうえで、劣等と見なしたものに対する大量殺戮を行った。しかし、もちろん、ユダヤ人がアーリア人よりも劣等であるとする根拠はどこにもない。

ナチズムの体験をひとつの重要な契機として、旧来の優生学はその恣意性、暴力性、非科学性などが批判されてきた[*10]。しかし、科学化され、脱暴力化された新優生学は、そうした批判の射程には収まらない。

そして、間違いでも偏見でも暴力でもない新優生学の登場により、「よりよいものを増加し、よくないものを減少したい」と思う私たちの欲望、いわば優生思想の本体ともいうべきものが前面に浮上してきたのである。

新優生学批判に対する、新優生学論者たちの反論は総じて、教育や他の領域で認められている（問題とされない）ことを、遺伝子操作に関してのみ認めない理由はない、というものである。このような反論をしたうえで彼らは、「どのような倫理原則も、個々人の優生学の目標を非難するのに十分な理由を提供するようには思えない」[*11]と述べている。

こうした状況において、私たちは改めて、優生学の何が批判されるべきなのか、という問いを立て直す必要がある。新優生学的な技術の利用が「優生学につながるから」というトートロジカルな批判や、「ナチズムにつながるから」といった旧来の優生学に対する批判は、その効果を失いつつあるように思われる。

②「教育」との対比　── ハーバーマスによる新優生学批判 ──

ユルゲン・ハーバーマスは『人間の将来とバイオエシックス』[*12]という著作において、遺伝子を変換する優生学的措置が、私たちが自分自身のライフヒストリーの責任ある起動者（＝著者）として自己を理解することを阻害する可能性がある、という実存的な問題を指摘する。自らをプログラムされた人間として理解し、自分の身体的、精神的特徴は「他者の意図」によって操作されているのだという自覚とともに生きていかねばならないということは、「誰もが世界を独自のパースペクティブから解釈し、独自のモチーフによって行為し、独自のプロジェクトを企て、独自の利害を追求する」という、オーセンティックな要求の源泉であることを妨げるという。また、プログラマー（両親）と設計された産物（子ども）の間には不可逆的な従属関係がある。この遺伝学上の従属関係の不可逆性こそが、自己理解にとって、また、法や道徳的なコンセンサスを形成していく公的なコミュニケーション的行為の場面において、最も深刻な問題となるのである。

しかし、教育や社会化の場面（教育的従属関係）においても、プログラムする側とされる側の関係は不可逆的であり、役割を交換することは不可能なのではないだろうか。

この点に関してハーバーマスは、しばしば教育の場面を引き合いに出しながら、次のように述べている。教育や社会化のプロセスには相互行為的構造が潜んでおり、それゆえ、両親が性格形成に寄せる期待は原則的に子どもの側からの「拒否が可能」なものである。そして、こうした子どもの側からの「拒否可能性」によって教育と新優生学は区別され、親や教師の意図を実現するための教育的働きかけの正当性が担保されるのである。

価値の実現を目指す教育という営みが、価値の実現不可能性によって支えられているというのは、一見奇妙な逆説に聞こえるかもしれない。

しかし、ハーバーマスが述べるように、教育の困難性、教育の原理的な不可能性こそが、実は教育という営みを成り立たせているのであり、この点において、教育と新優生学は決定的に区別されるのである。そして、こうした教育の独自性は、新優生学的趨勢に対して新たな視座を提示する可能性を秘めている。

③「優生学的欲望」の前提としての「他者への欲望」

私たちが優生学的欲望に基づいて望み通りの子どもを作りたいと思うとき、その前提には「思い通りの子どもが産まれてこないかもしれない」という前提がある。だからこそ、私たちは自分の子どもが五体満足で、可能な限り高い能力を身につけて生まれてくることを欲望し、そのための技術の開発を行ってきた。すなわち、子どもが思い通りにならない「他者」であることが、子どもに対する支配的な欲望を満たすためにさえも必要な前提条件であり、私たちが遺伝技術や生殖医療技術を発展させる際の欲望を駆り立てるのである。

教育の場合に限ってみても、教師は子どもを思い通りの姿にしたいと思うだけではなく、むしろ、子どもが思いがけない反応を示し、教師の意図を逸脱することを期待しているのではないだろうか。そして、子どもが「他者」であるからこそ、教育的コミュニケーションを楽しむことができるのではないだろうか。

換言すれば、教育の場面において私たちは、子どもが「他者」であって欲しいと願う、いうなれば「他者への欲望」を備えているのではないだろうか。こうした視座は、それ以上さかのぼることのできない価値、あるいは倫理であり、根拠付けの対象にはならないものである。

「他者性」を縮減することによって合理性や有用性が支配する世界の実現を目指そうとする欲望に依拠している限り、新優生学的趨勢に抗うことは出来ないだろう。しかし、ここで強調されるのは、私たちの欲望の半面にすぎない。そうした欲望の前提となり、且つ、同時に生起する、欲望が満たされないことを欲する形而上学的欲望、「他者への欲望」という視座を導入することで、そこに新たな議論の可能性が開かれるように思われる。

障害者たちによる優生学的欲望に対する批判、および、そうした欲望に基づく社会規範に対する批判は、おおむね正当なものである。しかしながら、私たちの欲望には、合理性・有用性を求めるだけでなく、不可能性を希求する「他者への欲望」という位相が存在する。

次節ではエマニュエル・レヴィナスの議論を取り上げ、私たちの欲望についての原理的な考察を行う。そして、「他者への欲望」という視座から、障害者たちが残した課題を克服する理論的可能性を示してみたい。

5　「他者への欲望」とレヴィナスの倫理学

教育関係は「他者」としての子どもから拒否される可能性によって支えられており、私たちは、教育的働きかけが自らの意図を超えて「失敗」に終わることを望んでいる。これが、本研究の主題、「他者への欲望」からみた教育の倫理の意味するところである。

以下では、エマニュエル・レヴィナスの「欲望」概念についての考察を行う。ここでの考察を通じて、不可能性を希求する「他者への欲望」について考察するとともに、ここで得られた知見によって、障害者たちが残した課題を克服するための可能性を示したい。

①「欲求」と「欲望」

レヴィナスは、第1の主著である『全体性と無限』[*13]において、満たし得る欲望（本研究の文脈に引きつけて言えば「優生学的欲望」）と、満たされ得ない欲望（「他者への欲望」）に対して、それぞれに「欲求（besoin）」と「欲望（désir）」[*14]という概念を与え、次のように述べている。

> 欲求と〈欲望〉の相違をいま一度指摘しておこう。欲求においては、私は現実と絡み合い、他なるものを同化することで充足することができる。〈欲望〉においては、現実との絡み合いも飽食もない。道標なき未来が私の前にあるだけだ。というのも、欲求が想定している時間は〈欲望〉によって私に与えられるからである。人間の欲求はすでに〈欲望〉に立脚している[*15]。

「欲求」とは、「自己」の外部である「他者」を同化することによって満たすことが可能な、「自己」の感じる不充足感のことである。それゆえ、「欲求」は、具体的な現実世界において、「自己」が欠如を感じ、それを満たそうとする運動の中で現れてくる。

これに対して、「欲望」は決して満たされることがない。と言うよりも、「他者」との関係や「無限」の観念によって成就するものが「欲望」であるならば、「欲望」はその定義からして、現実世界において満たされうる／満たされえない、という度量衡を超

えた概念である。したがって、「欲望を持つ」ということは、自分が所有しうるものによっては決して満たされないであろうという不充足を確信し、決して癒し得ない欠落感に終わりなく苛まれ続けることなのである。

しかしながら、「無限」の欠落感に苛まれ続けることは決して不幸な状態ではない。むしろ、幸福なことである、とレヴィナスは述べる[*16]。

私たちは、「欲求」が生じたあとに、それを満たすことによって幸福を得ることができる。「欲求」が最初から存在しないことによって幸福なのではない。したがって、「欲求」を満足させることが幸福であるならば、その前提には、不充足感・欠落感が生じていなければならないことになる。

レヴィナスの「欲望」概念は、そうした欠落感をもたらす「他者」への志向性そのものを意味している。それは現実世界とは異なる、「無時間」的な「無限」の観念において生じるものである。

私たちは「欲求」が満たされることによって幸福を得ることができるが、満たされたことによって「欲求」が消滅してしまうことは不幸なことである。したがって、現実世界において「欲求」が満たされることを求めつつ、同時に、「他者」との関係によってそれが永遠に満たされないことを望むことが、私たちが幸福を得るための条件なのである。

②「始原的遅れ（initial après-coup）」

ここまでの考察に従えば、「欲求」と「欲望」については、「欲望」によって「自己」の内部に「欲求」が生じ、「欲求」が満たされることによって幸福となる、という時系列で理解されうるだろう。

しかし、レヴィナスの議論はさらに複雑である。

レヴィナスは、「自己」が「欲求」を満たすことによって幸福を得る、という説明の仕方を退ける。そうではなく、「欲望」によって欠落感を感じ、「欲求」を満たすことによって幸福を得るもののことを「自己」と呼ぶことにする、というように説明の仕方（時間の流れ）を逆転させるのである。

> 幸福は属性として「自己」の実存に付加されるのではない。享受することによって、「自己」は分離されたものとして、言い換えるなら幸福なものとして実存し、みずからの存在そのものを幸福のために犠牲に供しうる[*17]。

「他者」や「外部」という領域は、「自己」や「内部」との相対的な対概念である。したがって、自他未分化の連続が穿たれた瞬間に、「自己」と「他者」は同時に生起する。しかし、「自己」はこの「同時性」をあえて遅れとして解釈する。

「欲求」と「欲望」や「自己」と「他者」といったレヴィナスの用いる概念は、1つの事象に関する2つの側面であり、それは経験的な意味においては同時に生起する。に

もかかわらず、「自己」（二項の前者）の領域が、「他者」からの「始原的遅れ（initial après-coup）」によって出現する、という絶対的受動性を進んで選び取る態度のことを、レヴィナスは「倫理」と呼ぶのである。

6　「他者への欲望」からみた教育の倫理に向けて

教育関係の内に見出される、不可能性を希求する「他者への欲望」という視座から、レヴィナスの議論を経由することで、本研究の議論は「自己」の「始原的遅れ」という「倫理」にまで辿り着いた。最後に、ここまでの議論によって到達した地点から、障害者たちによって残された課題を克服するための端緒を試論的に示したい。

教育というのはブラックボックス的な変容を含むプロセスである。教育者は自らの教育的意図を十全に伝えることができず、また、学習者は自らが学ぶ内容や、それを学んだ後に自己がどのような変容を遂げるのかについて、あらかじめ知ることができない。にもかかわらず、だからこそ、私たちは教育関係を取り結ぶことを欲望し、楽しむことができる。これが、本論で示された「他者への欲望」からみた教育の倫理である。

私たちが欲望を持つためには、その前提として、「自己」の思い通りにならない「他者（性）」の領野が存在しなければならない。すべてが「自己」の思い通りに実現する世界であるならば、私たちは欲望を持つことがない。それゆえ私たちの欲望は、それがどれほど「自己実現」に向けたものであったとしても、本来的に内発的ではあり得ない。そして、教育という営みには絶えず、「他者性」が顕現化する「余地」があるからこそ、私たちは教育関係を取り結ぶことを欲望するのではないだろうか。すなわち、まず「自己」の欲望があり、それを実現するために「他者」としての子どもに教育的働きかけを行う、というのではなく、自らの欲望を満たすことによって幸福を得ると同時に、それが満たされ得ない領域を絶えず求め続けるために、私たちは教育という営みを続けているのではないだろうか。

むろん、社会規範の維持や既存の価値の伝達・再生産のために、目的合理的に教育が行われることもあるだろう。また、大人の「自己実現」のための手段として、子ども（の生活）や教育を用いることもあるに違いない。

しかしながら、「子どもを思い通りに変容させたい（作り出したい）」という欲望の前提には、「教育的働きかけが失敗に終わるかもしれない」という未来の不確定性が存在している。

ここで過言を恐れずにいえば、私たちは不確実性を伴う困難なコミュニケーション手段を無意識裏に選択し、永遠に実現し得ない次世代への価値の伝達を楽しんでいると考えることはできないだろうか。そしてまた、存在論的世界の自己充足にとっては端的に無意味であるはずの未来の時間（「自己」の死後）に対する働きかけを行うことによって自らの欲望を賦活し、「他者性」に満ちた次世代との関係を享受していると考えるこ

とはできないだろうか。

こうした議論は、障害「当事者」が直面しているような、不当な差別や不均等な財の配分といった問題を解決するものではない。いうまでもなく、健常／障害の二項図式内部においては障害者の訴えが傾聴されなければならず、そのことの政治的重要性は何度でも強調されるべきである。

しかし、健常／障害という社会構築主義的カテゴリーに依拠した議論が、不断の反省と自己相対化や、障害「当事者」による（相対的な）健常者に対する終わりなき批判と告発に帰結するならば、こうした議論に「他者への欲望」という視座を導入することによって、新たな理論地平を開くことには意味があるだろう。

障害者たちは、実定的な「自己」を措定した上で、各々（健常者／障害者）の「自己」の内面に存在する差別的な心性と欲望、「内なる優生思想」について主題化し、健常／障害という二項図式の内側において、障害「当事者」の立場から健常者中心の社会のあり方に対する批判的な議論を行った。

しかし、レヴィナスを導き手として「欲望」に関する原理的考察を進めていくと、主体的な「自己」は「他者への欲望」によって賦活された「欲求」の運動の中に、事後的に生起する、という理論地平が開かれる。こうした地点から見れば、「自己」の「優生学的欲望」をどのように克服するのか、という議論の仕方は、その前提から覆されることになる。

教育関係に見出される「他者への欲望」は、レヴィナスを経由することにより、「自己」を内破する可能性を秘めた概念となる。すなわち、私たちの「欲望」について省察することにより、「自己」の内部には、すでに「自己中心主義」（エゴイズム）を超越していくような契機が内包されていることが明らかとなるのである。

教育を、「誰が当事者（抑圧された弱者）なのか」「どのような社会秩序を再生産しているのか」といった問いを超えた ── もしくはそれ以前の ── 関係として描き出すことが可能であるならば、障害者たちが採用した批判と告発の形式や、社会構築主義的二項図式を超えた関係性のモデルを、教育学的視座から提示することが可能となるだろう。おそらくそれは、ストイックな反省としてではなく、快楽を求める欲望の様態として描かれるはずである。

［注］

*1 本論文は、2009 年度に大阪大学大学院人間科学研究科に提出した博士学位論文を加筆・修正したものである。

*2 横田弘（1979）32 頁。

*3 現在、「内なる優生思想」の問題は、主として、「健常者」（女性）の「自己決定」による、出生前診断や選択的中絶といった生殖医療技術の利用場面において主題化されている。しかし、「青い芝の会」がここで重視したのは、むしろ障害者自身に内面

化された規範の問題である。障害者自身が自らの持つ規範を批判的に反省していくという点は彼らの思想の特筆すべき点であるが、同時に、「外部」（社会制度や健常者との関係）へと目を向けにくくなっている点で、弱点でもあったように思われる。

*4 こうした文脈の中で、「青い芝の会」の障害者たちは、介護者である健常者は「頭は出さずに、手足だけ出す」ことを原則とする「健全者＝手足論」を展開することになる。障害者運動の提起を受け、それを自らの問題として受け止めることで立ち上がった健常者運動（健全者運動）の展開、関西「青い芝の会」とその支援（介護）を行った健常者集団「グループゴリラ」については、山下幸子（2005）が聞き取り調査を元に論じている。

*5 Said, Edward W.（1978=1986）

*6 倉本智明（2002）163 頁。

*7 J・バトラー（1990=1999）171 頁。また、バトラーの議論に触れつつ障害／健常のカテゴリーの不安定化（脱構築）を試みている論攷として、後藤吉彦（2005）。

*8 「デザイナー・ベビー」に関しては、Gosden, Roger G.（1999=2002）に詳しい。

*9 桑原真木子（2003）215-216 頁。

*10 米本昌平（1989）は、優生学に対する批判が、ナチズムを優生学と結びつけたうえでのナチズム批判として行われてきた経緯と、そのことに対する批判的、反省的な議論を活発に展開している。

*11 Caplan, McGee, Magnus,（1999） p.1285

*12 ハーバーマス, J.、 三島憲一 訳（2001=2004）。特に、「リベラルな優生学？ ── 人類の倫理的自己理解をめぐる論争」33-124 頁参照。この著作の中でハーバーマスは、1990 年代以降の遺伝子改良の新優生学に限らず、出生前診断や選択的中絶といった 1970 年代以降の新優生学に対しても批判的な見解を提示している。

*13 『全体性と無限』には、2 種類の邦訳文献がある。Lévinas, Emmanuel（1961 / 1978）*Totalité et infini*, Martinus Nijhoff.（以下、*TI* と略号）合田正人 訳（1989）と熊野純彦 訳（2005・2006）。引用に際しては、原著と併せて 2 種類の邦訳文献を参照した上で、一部改訳を行った。邦訳ページ数については合田訳（1989）による。

*14 “désir” というレヴィナスの鍵概念には、合田訳、熊野訳、それぞれに異なる訳語があてられている。合田は、“désir” の一般的な意味として「欲望」と訳し、熊野は、「満たされない渇き」を含意するために、「渇望」と意訳している。本研究においては、合田に倣い、“désir” を「欲望」とした。

*15 *TI,* p. 121.　邦訳、170 頁。

*16 *TI,* p. 122.　邦訳、172 頁。

*17 *TI,* p. 57.　邦訳、81 頁。

文献

Adams, Mark B.（1990）, *The wellborn science : Eugenics in Germany, France, Brazil, and Russia*, Oxford University Press.（=1998,佐藤雅彦 訳『比較「優生学」史 ── 独・仏・伯・露における「よき血筋を作る術」の展開』現代書館）

Caplan, Arthur L., McGee, Glenn, and Magnus, David（1999）, What is immoral about Eugenics?, 319-13, *British Medical Journal*, pp.1284-1285.

Gosden, Roger G.（1999）, *Designing babies : the brave new world of reproductive technology*, W.H. Freeman.（=2002,堤理華 訳『デザイナー・ベビー ── 生殖技術はどこまで行くのか』原書房）

Kevles, Daniel J.（1985）, *In the name of eugenics : genetics and the uses of human heredity*, Knopf.（=1993,西俣総平 訳『優生学の名のもとに ── 「人類改良」の悪夢の百年』朝日新聞社）

Kühl, Stefan（1994）, *The Nazi connection : eugenics, American racism, and German national socialism*, Oxford University Press.（=1999,麻生九美 訳『ナチ・コレクション ── アメリカ優生学とナチ優生思想』明石書店）

Lévinas, Emmanuel（1961 / 1978), *Totalité et infini*, Martinus Nijhoff.（=1989,合田正人 訳『全体性と無限 ── 外部性についての試論』国文社 =2005/2006,熊野純彦 訳『全体性と無限 上・下』岩波書店）

McGee, Glenn（1997）*The Perfect Baby*, Rowman & Littlefield.

Oliver, Michael（1983）*Social Work with Disabled People*, Palgrave Macmillan.

Oliver, Michael（1990）*The politics of Disablement*, Palgrave Macmillan.

Said, Edward W.（1978）, *Orientalism*, New York : Georges Borchardt.（=1986,板垣雄三・杉田英明・今沢紀子 訳『オリエンタリズム』平凡社）

Trombley, Stephen（1988）, *The right to reproduce*, A.P.Watt Ltd.（=2000,藤田真利子 訳『優生思想の歴史 ── 生殖への権利』明石書店）

金森修（2005）,『遺伝子改造』,勁草書房

倉本智明（2002）,「障害学、現在とこれから」,大阪人権博物館 編『リバティセミナー講演集 障害学の現在』大阪人権博物館,141-167 頁

桑原真木子（2003）,「優生学と教育 ── 「教育的」環境操作がたどりつくところ」,『現代思想』vol.31-13,青土社,215-229 頁

後藤吉彦（2005）,「障害者／健常者カテゴリーの不安定化に向けて ── 障害学における新たな機軸として」,『社会学評論』第 55 巻 4 号,400-417 頁

バトラー, J., 竹村和子 訳（1990=1999）,『ジェンダー・トラブル ── フェミニズムとアイデンティティの攪乱』,青土社

ハーバーマス, J., 三島憲一 訳（2001=2004）,『人間の将来とバイオエシックス』,法政大学出版局

廣野喜幸・市野川容孝・林真理 編（2002）,『生命科学の近現代史』勁草書房
松原洋子（2000）,「優生学」,『現代思想』2 月臨時増刊号,vol.28-3,青土社,196-199 頁
森岡次郎（2006a）,「『内なる優生思想』という問題 ── 『青い芝の会』の思想を中心に」,『大阪大学教育学年報』第 11 号,大阪大学大学院人間科学研究科・教育学系, 19-33 頁
森岡次郎（2006b）,「『新優生学』と教育の類縁性と背反 ── 『他者への欲望』という視座」,『教育哲学研究』第 93 号,教育哲学会,102-121 頁
森岡次郎（2006c）,「『受動的』な未来予測から『能動的』な価値の提示へ」,『近代教育フォーラム』第 15 号,教育思想史学会,71-79 頁
森岡次郎（2009a）,「障害学のディスクール ── 解放理論の政治的意義と社会構築論のアポリア」,平野正久編著『教育人間学の展開』北樹出版,89-107 頁
森岡次郎（2009b）,「障害者解放理論から『他者への欲望』へ」,『近代教育フォーラム』第 18 号,教育思想史学会,45-62 頁
山下幸子（2005）,「障害者と健常者、その関係性をめぐる模索 ── 1970 年代の障害者／健全者運動の軌跡から」,障害学研究編集委員会 編『障害学研究 1 』明石書店, 213-239 頁
横田弘（1979）,『障害者殺しの思想』,JCA 出版
横塚晃一（2007）,『母よ！殺すな』,生活書院（〔初版〕1975、すずさわ書店）
米本昌平（1989）,『遺伝管理社会 ── ナチスと近未来』,弘文堂
米本昌平・松原洋子・橋島次郎・市野川容孝（2000）,『優生学と人間社会 ── 生命科学の世紀はどこへ向かうのか』,講談社

An Ethic of Education from Viewpoint of "the Desire to the Others"

－Following the disability liberation movement and disability studies－

Jiro MORIOKA

The purpose of this paper is to clarify an ethic particularity of education by considering our desires. We follow the argument of the disability liberation movement and disability studies, because disabled people contemplate human desires with a greater depth and develop the most elaborate theories on it, and criticize it most radically.

Firstly, we study "Aoi shiba no kai (which means the green grass association)" which is an organization of people with cerebral palsy. In the beginning of the 1970s the organization members pointed out the problem of "Inside eugenical ideology". This concept is very important when we consider our desire. This paper clarifies the features of "Inside eugenical ideology" by considering the opinion of these people and the development of this movement.

Secondly, this paper considers disability studies by focusing on two perspectives: "the participant-ness of disability", and "the social model of disability". These perspectives are shared widely in disability studies. Thus, this paper clarifies the theoretical feature and remainder problem of disability studies.

Thirdly, we consider the affinity and conflict between "New Eugenics" and education, from the viewpoint of desire on the basis of arguments on disability.

According to the argument by Jürgen Habermas, education and new eugenics are distinguished by the existence of the "Otherness". In addition, we can discover a positive values in the "Others" who are not as likes. This is another side of our desire, which can not be criticized by disabled peoples. In this paper, I name this side of desire "the desire to the other" and clarify that it is an ethic peculiar to education.

Finally, the point of view of "the desire to the others" which is based on "désir" as Emmanuel Levinas' concept is shown. By considering Levinas' argument, we indicate that there is a possibility that an ethic of education from the viewpoint of "the Desire to the Others" overcomes egocentrism. That is to say, the possibility of overcoming the theoretical problem about the disability from a pedagogical perspective is shown.